

東北化学同窓会会則

第1条 本会は、東北化学同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、つぎの正会員および特別会員をもって組織する。

1. 正会員

(1) 東北帝国大学理科大学化学科、東北帝国大学理学部化学教室、東北大学理学部化学教室、東北大学理学部化学科、または、東北大学理学部化学第二学科において化学を専攻し理学士となった方

(2) 東北大学大学院理学研究科化学専攻または化学第二専攻に在籍し、修士または博士の学位を得た方。

(3) 東北大学教育学部より委託学生として理学部化学科において化学を専攻し、その課程を修了した方。

2. 特別会員

東北帝国大学理科大学化学科、東北帝国大学理学部化学教室、東北大学理学部化学教室、東北大学理学部化学科、東北大学理学部化学第二学科、東北大学大学院理学研究科化学専攻または化学第二専攻に在籍した方を正会員が推薦して幹事会に送り、可決後本人の承諾を得た方。

第4条 本会は、本部を東北大学大学院理学研究科化学専攻内におく。

第5条 本会に、庶務幹事若干名および会計幹事1名および会計監査1名をおく。幹事は仙台市またはその近郊に在住する正会員の中から総会において選出され、会務を処理する。幹事の任期は1年とし、重任を妨げない。また本会には必要に応じて相談役および学年幹事をおくことができる。

第6条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第7条 本会会員は、年会費1000円を納付するものとする。

会費納付年限

i) 学部卒業での会員は、卒業後45年間納入するものとする。

ii) 修士あるいは博士課程前期修了での会員は、修了後43年間納入するものとする。

iii) 博士あるいは博士課程後期修了での会員は、修了後40年間納入するものとする。

iv) 特別会員の会費納入年限は正会員に準ずるものとする。

ただし、年会費は原則的に5年間分を一括して納付するものとする。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 本会は、原則として3年に1回総会を開く。また、毎年1回会報を発行する。

第10条 本会会則の変更は、総会における正会員の決議によるものとする。ただし、幹事会は会則変更案を郵送により正会員に諮り、正の返信数が否の返信数を越えた場合は、これを総会の決議に代えることができる。

付 則

本会則は、平成9年4月1日より施行する。

本会則は、平成15年4月1日より施行する。

(第9条、「本会は毎年1回総会を開く」の改正)

本会則は平成17年9月23日より施行する。

(第10条 「本会会則の変更は、総会における正会員の決議によるものとする。ただし、幹事会は会則変更案を郵送により正会員に諮り、正の返信数が否の返信数を越えた場合は、これを総会の決議に代えることがで

きる。」の改正)

本会則は平成19年2月1日より施行する

(第3条 2. 特別会員 「・・・正会員が推薦して幹事会に送り、可決後本人の承諾を得た方。」の改正)

(第5条 「・・・庶務幹事若干名。会計幹事1名および会計監査1名をおく」の改正)